	課される所得税の額	に係る分配時調整外国税相当額
	同号	前項第一号
第三項	、第一項第一号に定める所得税の額	、第二百一条の二第二項第一号に定める分配時調整外国税相当額
	、その所得税の額に係る	、その分配時調整外国税相当額（法第百四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）に係る
	所得税の額に、	分配時調整外国税相当額に、
第三項各号	所得税の額に	分配時調整外国税相当額に

第二百二条第一項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、「「決算」と」の下に「「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と」を加え、「「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と」を削る。

第二百三条第一項中「第百四十四条の六第一項」を「第百四十四条の六第一項ただし書」に改め、同条第二項中「第百四十四条の六第二項」を「第百四十四条の六第二項ただし書」に、「第七条第二項（第一号を除く。）」を「第七条第二項」に改める。

第二百十一条第一項中「第百四十九条第一項」を「第百四十九条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「第百四十九条第一項」を「第百四十九条第一項ただし書」に、「第七条第二項（第一号を除く。）」を「第七条第二項」に改める。

第二条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第二項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中法人税法施行令第四条の四の改正規定、同令第二十二条の四第七項の改正規定、同令第百四十二条の二第三項の改正規定、同令第百四十五条の二の改正規定、同令第百四十五条の五第三号の改正規定、同令第百五十五条の二十七第三項の改正規定、同令第百七十六条第二号の改正規定、同令第百七十九条第三号の改正規定、同令第百九十五条第五項第一号の改正規定、同令第二百三条の改正規定及び同令第二百十一条の改正規定並びに附則第四条（第一項の表租税特別措置法施行令第二十七条の四第十三項第一号の項に係る部分を除く。）、第十六条及び第十七条の規定　平成三十一年一月一日

二　第一条中法人税法施行令第十四条の七（見出しを含む。）の改正規定及び同令第十四条の九の改正規定並びに附則第四条第一項（同項の表租税特別措置法施行令第二十七条の四第十三項第一号ハ（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の項に係る部分に限る。）、第六条及び第七条の規定　平成三十一年四月一日

三　第一条中法人税法施行令第百三十九条の四第六項の改正規定（「消費税法」を「消費税に関する法令」に改める部分に限る。）及び附則第十四条第二項の規定　平成三十一年十月一日

四　第一条中法人税法施行令の目次の改正規定（「・第百五十五条の十八」を「―第百五十五条の十八の二」に、「第二百一条」を「第二百一条の二」に改める部分に限る。）、同令第二十六条第一項第二号の改正規定、同令第七十三条第二項の改正規定、同令第百三十九条の十第一項の改正規定、同条第二項第二号の改正規定（同号ロに係る部分及び同号ニを削る部分を除く。）、同令第百四十条の二第一項の改正規定、同令第百四十二条第一項の改正規定（「第七十条まで」を「第六十九条まで及び第七十条」に、「税額控除」を「所得税額の控除等」に改める部分に限る。）、同令第百四十二条の二第四項の改正規定、同令第百四十七条から第百四十九条までを削る改正規定、同令第百五十条第三項の改正規定、同令第二編第一章第二節第二款中同条を同令第百四十七条とし、同条の次に三条を加える改正規定、同令第百五十五条の十二第一項第二号の改正規定、同令第百五十五条の十三第二項の改正規定、同編第一章の二第一節第五款中第百五十五条の十八の次に一条を加える改正規定、同令第百五十五条の二十五第一号ロの改正規定、同令第百五十五条の二十六の改正規定、同令第百五十五条の二十七第四項の改正規定、同令第百五十五条の二十八第一項の改正規定（「第八十一条の十六まで」を「第八十一条の十五まで及び第八十一条の十六」に、「税額控除」を「所得税額の控除等」に改める部分に限る。）、同令第百五十五条の三十五第五項の改正規定、同令第百五十五条の三十六から第百五十五条の四十二までの改正規定、同令第百五十五条の四十三第二項の改正規定、同令第百五十五条の四十四第一項の改正規定、同令第百五十五条の四十五の次に一条を加える改正規定、同令第百五十五条の四十六第一項の改正規定、同令第百八十四条第五項の表第七十三条第二項第三号の項の次に次のように加える改正規定、同令第百九十二条の次に一条を加える改正規定、同令第百九十五条第三項の改正規定及び同令第三編第二章第三節中第二百一条の次に一条を加える改正規定　平成三十二年一月一日

五　第一条中法人税法施行令第十四条の十第六項の表の改正規定、同令第百五十条の二の次に一条を加える改正規定及び同令第百五十五条の四十七の次に一条を加える改正規定　平成三十二年四月一日

六　次に掲げる規定　平成三十五年十月一日

イ　第一条中法人税法施行令第百三十九条の四第六項の改正規定（「消費税に関する法令」に改める部分を除く。）並びに附則第十四条第一項、第三項及び第四項、第二十二条並びに第二十三条の規定

ロ　第二条の規定

七　第一条中法人税法施行令第百三十九条の十第二項第二号ロの改正規定（「地方活力向上地域」及び「特定の地域」を「地方活力向上地域等」に改める部分に限る。）及び同令第百五十五条の二十五第一号ハ(1)の改正規定（「地方活力向上地域」及び「特定の地域」を「地方活力向上地域等」に改める部分に限る。）　地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日

八　第一条中法人税法施行令第百五十五条の二十五第一号ハの改正規定（同号ハ(1)に係る部分及び同号ハ(3)を削る部分を除く。）　生産性向上特別措置法（平成三十年法律第　　号）の施行の日

（経過措置の原則）

第二条　別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（適格組織再編成における株式の保有関係等に関する経過措置）

第三条　新令第四条の三第二項から第四項まで、第六項から第八項まで、第十三項、第十五項、第十八項から第二十二項まで及び第二十四項（適格組織再編成における株式の保有関係等）の規定は、施行日以後に行われる合併、分割、現物出資、株式交換等及び株式移転について適用し、施行日前に行われた合併、分割、現物出資、株式交換等及び株式移転については、なお従前の例による。